

公立大学法人大分県立看護科学大学知的財産本部規程

令和3年10月1日

規程第 124 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学(以下「法人」という。)における発明等の研究成果の管理を行うとともに、これらの研究成果を法人の知的財産として保護育成及び活用することにより、社会の発展に寄与することを目的として、大分県立看護科学大学知的財産本部(以下「本部」という。)を看護研究交流センター内に置く。

(定義)

第2条 この規程において「知的財産」とは知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定するものをいう。

(知的財産本部の任務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 知的財産の管理に関すること。
- (2) 知的財産の普及及び啓発に関すること。
- (3) 知的財産の権利化に関すること。
- (4) 知的財産の保護及び活用に関すること。
- (5) 技術移転事業者その他の関係者との連携に関すること。
- (6) 利益相反及び責務相反に関すること。
- (7) その他知的財産に関すること。

2 知的財産本部は、検討した事項及び決定した事項を速やかに文書により理事長に報告し、承認を得るものとする。

3 知的財産本部は、その業務に関する報告書を各事業年度終了後2か月以内に作成し、理事長に提出するものとする。

(構成)

第4条 本部に、本部長、その他必要な教職員を置く。

2 本部長は、看護研究交流センター長をもって充て、本部の業務を総括する。

3 本学の教職員で知的財産の管理及び運用並びに産官学の連携に関して実務的な知識を有する者のうちから、本部長が指名し、理事長が任命する。

4 第4条第1項の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となった場合の補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成員の責務)

第5条 理事長は、自らが承認した知的財産本部全ての決定に関し、最終的な責任を負う。

2 本部長は、知的財産本部の運営全般に関して責任を負う。ただし、自らの判断に基づき、本部長の権限の一部を知的財産本部の構成員に委譲することを妨げない。

3 知的財産本部の構成員は自己が関与する知的財産本部の業務に関して責任を負う。

(委員会)

第6条 本部に、発明審査委員会及び利益相反委員会を置く。

2 前項に規定する委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 事務局を総務グループに置き、本部の事務処理を行なう。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。